

6. 0～2歳児クラス 保育料（保護者負担額）について（月額）

保護者負担額表（２号認定・３号認定）				単位（円）	
保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模・事業所内等）					
階層	市民税所得割額		保育の必要量		
			標準時間	短時間	
１	生活保護		０	０	
２－１	非課税	※要保護	０	０	
２－２			０	０	
３－１	均等割のみ	※要保護	4,800	4,750	
			9,600	9,500	
３－２	1-48,599	※要保護	7,150	7,000	
			14,300	14,000	
４－１	48,600-50,899	※要保護	8,750	8,600	
			17,500	17,200	
４－２	50,900-54,699	※要保護	9,000	9,000	
			20,000	19,700	
４－３	54,700-77,100	※要保護	9,000	9,000	
			28,500	28,100	
	77,101-96,999		28,500	28,100	
５－１	97,000-108,399		35,400	34,900	
５－２	108,400-168,999		42,800	42,200	
６－１	169,000-190,299		51,100	50,300	
６－２	190,300-300,999		58,900	58,000	
７－１	301,000-338,999		69,700	68,600	
７－２	339,000-396,999		77,600	76,400	
８	397,000 以上		87,400	86,000	

※要保護：後記【ひとり親等の要保護世帯について】記載の必要書類を提出した方

【保育料の決定・注意事項について】

○保育料は、父母の市民税所得割額の合算で算出します。但し、調整控除を除く、寄付金控除・住宅借入金等特除・配当控除・外国税額控除等を適用する前の市民税所得割額により決定します。

○保育料の算定対象となる課税年度は次のとおりです。

令和7年9月～令和8年8月までの保育料…令和7年度市民税所得割額

令和8年9月～令和9年8月までの保育料…令和8年度市民税所得割額

市民税所得割額を確認することができる書類（課税証明書）

○祖父母・曾祖父母と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当等の収入を含む）が、100万円以下の場合は、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で保育料を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合は、曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしていますが、同住所の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合は、同居とみなします。

○3歳児クラス以上の児童の保育料は無償化されています。延長保育料や給食費は実費となり別途必要です。

○子どもが年度途中で3歳に達しても、年度途中は0～2歳児クラスの金額が適用されます。

○保育の必要量によって、保育料が異なる階層があります。

＜幼児教育課で手続きが必要な場合＞

☆世帯構成等に変更があった場合は、翌月から保育料に変更が生じる場合がありますので、必ず幼児教育課までお知らせください。

☆税の確認ができない場合は、税申告及び課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて保育料を算定します。保育料算出に必要な税情報などが確認できない場合は、最高階層で仮決定し、徴収します。

☆税額の変更については、別途、課税証明書を提出してください。申出翌月から適用します。また、原則、遡及は行いませんが、保育料の変更や遡及徴収を行うことがあります。

【お子様が2人以上いる場合について】

○同一世帯に2人以上の小学校就学前子どもが、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・特別支援施設・企業主導型保育施設に入所し又は、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、年齢の高い方から2番目以降の子どもの保育料（市で決定している認可保育施設の保育料）は無料となります。但し、市民税所得割額の合計額が57,700円未満の世帯については、在宅保育や認可外も含め入所施設に関わりなく、年齢制限を撤廃します。条件に該当すると思われるが、無料となっていない場合等は、お問合わせください。

○市民税所得割額の合計額が77,101円未満かつ、ひとり親等の要保護世帯の証明を提出された場合、第1子は各階層の要保護欄に記載されている金額が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

【ひとり親等の要保護世帯について】

○以下の世帯状況に該当する場合は、必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーを入所が決定した際にご提出ください。

○すでに入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は、必要書類を提出してください。なお年度を超えての遡及は行いません。

○世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。（例：婚姻等で児童扶養手当の資格を喪失した場合、障害者手帳所持者と同居しなくなった場合など）

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	①児童扶養手当証書②母子家庭等医療費受給者証③遺族基礎年金の受給がわかるもの④戸籍謄本+保険証又はマイナポータルの『医療保険の資格情報』画面の写し（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの） ①～④のいずれか1点
2	同居世帯が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当受給証明書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

※保険証の写しを添付する際には、事前に被保険者記号・番号が複写されないようマスキング等を行ったうえで写しを添付してください。

※各種証明・手帳等の写しは、有効期限を確認のうえ、最新のものを提出してください。

【保育料の納付・滞納について】

○保育料は保育にかかる費用の一部を、法に基づき保護者に負担していただくもので、保育施設の運営の原資となります。

納付しなければ、地方税の滞納処分の例により、財産の差押等の処分（給与の差押え等）を受けることがあります。（根拠法：子ども・子育て支援法附則第6条第7項及び児童福祉法第56条第7項及び第8項）納付されない場合は、退所勧告を行うことがありますので、ご注意ください。

○納付は原則口座振替です。詳細は入所手続き時にご案内します。引き落としができない場合、督促状及び納付書を送付します。

督促状発送後は、金額により延滞金が発生し納付まで加算されます。督促状送付後も納付がないと、法令の規定に基づき、滞納処分（給与の差押え等）を実施する場合があります。